様式第11（第五十一条関係）

（表）

年　月　日交付第　　号（使用期間１年）

職　名	氏　名

マンションの建替えの円滑化等に関する法律
第102条第６項の規定による

立　入　検　査　証

（市町村長名）　　印

（裏）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律抜粋

第１０２条

５　市町村長は、第１項の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの保安上の危険性又は衛生上の有害性に係る事項に関する報告を求め、又はその職員に、マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

６　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

７　第５項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。ただし、別記様式第十一の改正規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に交付した改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則別記様式第十一による身分証明書は、この省令による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則別記様式第十一による身分証明書とみなす。

○国土交通省令第九十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、及び公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十七条第七項の規定に基づき、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令

公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十四条（見出しを含む。）中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「第三十七条第六項」を「第三十七条第七項」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を同条第一号とし、同条に次の二号を加える。

二　公営住宅建替事業を施行する土地の面積の変更

三　公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造の変更

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省令第九十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二十一条第一項第二号イの規定に基づき、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第四項第七号」を「第四条第四項第八号」に改める。

第六条中「場合は」を「場合」に改める。

第十四条中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条第一項第二号イの国土交通省令で定める金額）

第十七条の二　法第二十一条第一項第二号イの国土交通省令で定める金額は、四十八万七千円とする。

第百二十一条第五項中「都道府県知事」の下に「、市長」を加える。

第百三十三条中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。